

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、社是に掲げる「愛と信(まこと)を基盤とし、最高の技術と最大の活力により、社業を発展させ、もって社会に貢献し、希望ある人生をきずこう」という経営理念を事業活動の基盤として、持続的、安定的成長、すなわち企業価値の向上を目指しております。

当社および当社グループ各社とその役員、社員の全てが、株主、顧客、取引先、地域社会など、全てのステークホルダーに信頼されることが必要であり、そのためには、コーポレートガバナンスを強化充実し、経営の透明性、効率性を一層高めていくことが重要であると認識しています。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】[更新](#)

##### 【補充原則1-2-4】

現在、当社の株主における海外投資家の比率は相対的に低く、今後20%以上となった時点で、議決権の電子行使を可能とするための環境作り(議決権電子行使プラットフォームの利用等)や招集通知等の英訳を検討いたします。

##### 【補充原則1-2-5】

当社では、株主総会における議決権は、基準日時点において株主名簿上に記載又は記録されているものが有しているものとして、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等の実質株主が株主総会へ出席し、議決権の行使や質問を行うことは原則認めておりません。なお、全国株主連絡会が策定したガイドラインを参考に今後検討を行います。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】[更新](#)

##### 【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

###### <政策保有株式に関する方針>

中長期の視点から当社への経済的な波及効果を勘案し、当社を取り巻く様々なステークホルダーとの信頼関係や取引関係の維持・強化、地域社会との関係の維持などの観点から、銘柄を総合的に検討し、保有しております。

###### <議決権行使の基準>

政策保有株式に係る議決権行使については、投資先企業の中長期的な企業価値向上、コーポレートガバナンス及び社会的責任の観点からの行使の判断を行っております。

##### 【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社を含む当社グループ企業が当社役員や支配株主等との取引を行う場合は、取引条件及びその決定方法の妥当性について、社外取締役及び社外監査役が参加する取締役会にて審議及び決議することと定めております。

個別案件ごとの取引条件及びその決定方針については、株主総会招集通知や有価証券報告書などにより開示いたします。

##### 【原則3-1 情報開示の充実】

###### (1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画は、当社ホームページにおいて開示しております。

###### (2) 本コード(原案)のそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレートガバナンスの基本的な考え方を当社ホームページ、コーポレートガバナンスに関する報告書にて開示しております。

###### (3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社は、取締役の報酬に関し、その方針と手続を「取締役・監査役処遇規程」に定めております。

取締役の報酬は、固定報酬とストックオプションを含む業績連動報酬で構成し、各人の役割および職位等に応じ、当社の業績等を考慮した体系としております。

上記方針に基づき取締役会にて決定しております。

なお、役員に係る退職慰労金は、平成20年6月30日開催の第69回定時株主総会において、取締役及び監査役の退職慰労金打ち切り支給を決議しております。

###### (4) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役候補者・執行役員候補者の指名に際しては、その候補者の経営に対する知見や能力等を総合的に判断し、代表取締役社長が取締役会に推薦するとともに、推薦理由を説明し、取締役会で審議の上決定いたします。

また、監査役候補者の指名については、その知見及び能力を総合的に判断し、代表取締役社長が監査役会に推薦し、監査役会の同意を受けた後に、取締役会で推薦理由を説明し、取締役会で審議の上決定いたします。

###### (5) 取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

社外取締役候補及び社外監査役候補については、既に個々の選任理由を株主総会参考書類にて開示しております。また、取締役候補・監査役候補の選任・指名については、株主総会招集通知に個人別の経歴を記載しております。

##### 【補充原則4-1-1】

取締役会規程において決議を要する事項を定め、取締役会自身として何を判断・決定するのか明確にしております。

また、会社経営に関する全般的重要事項の決定にあたっては、執行役員会において審議の上、代表取締役社長が、判断・決定しております。

その他個別の業務執行については、原則として、代表取締役社長等の経営陣にその決定を委任し、取引・業務の規模や性質に応じて職務権限規程を定め、委任の範囲を明確にしております。

#### 【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社では、「社外取締役又は社外監査役の独立性に関する基準」の要件を満たす独立社外取締役を2名選任しており、取締役会における独立した中立な立場での意見を踏まえた議論を可能にしております。

#### 【原則4-9 独立社外取締役の独立性基準及び資質】

当社が定める「当社社外取締役の独立性基準」の概要については、本報告書の「2. 1. 【独立役員関係】その他独立役員に関する事項」に掲載しておりますので、ご参照ください。

#### 【補充原則4-11-1】

取締役の人数は8名以下の適切な人数と定めております。

取締役候補については、企業経営の諸問題に精通し、人格・識見ともに優れ、経営者としてその職務を全うすることができることを基として、バランス及び多様性を考慮し総合的に選任・指名しております。

なお、現在、当社取締役会は、社外取締役2名を含む7名で構成されております。

#### 【補充原則4-11-2】

当社は、取締役及び監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合には、会社へ報告を行い承諾を得る旨を社内規程にて定めております。

加えて社外取締役の他社の役員との兼任状況については、本報告書「2. 1. 【社外取締役に関する事項】[会社との関係(2)]」、株主総会招集通知及び有価証券報告書に記載しております。

#### 【補充原則4-11-3】

当社取締役会は、取締役会の実効性を高め、企業価値向上を継続的に図ることを目的として、取締役会の実効性に関する分析、評価を行いましたので、以下にその結果の概要を公表いたします。

##### ・分析・評価の方法

取締役会の構成員であるすべての取締役および監査役に対し、①取締役会の構成、②取締役会の運営、③取締役会の議題、④取締役会を支える体制、の4つを大項目とする質問票を配布し、対象者全員から回答を得ました。その回答内容を分析・評価し、取締役会にて議論いたしました。

##### ・取締役会の実効性に関する分析および評価の結果

今回の分析・評価の結果、当社取締役会の実効性は概ね確保されているとの評価結果となりました。具体的には、当社取締役会は適切な規模・構成であり、オープンで活発な議論がなされており、重要案件の意思決定や業務執行への監督等の必要な機能を十分に発揮していることを確認いたしました。

取締役会の実効性をさらに高めるためには、中期経営計画などの重要案件については、より早い段階での説明・議論を行うことや社外取締役・監査役と意見交換する機会を増やすなどの工夫が必要との建設的な提言がありました。

##### ・課題と今後の対応

当社取締役会は、当社が構築してきたガバナンス体制を維持しつつ、今回の分析・評価の結果を踏まえた改善や取締役会の機能向上に必要な対応を適宜実施するとともに、今後は中長期的な視点での議論に十分な時間を割き、取締役会の実効性の更なる向上を図ってまいります。

#### 【補充原則4-14-2】

当社は、社外取締役及び社外監査役に対し、当社グループ各社が属する業界、当社の歴史・事業概要・戦略等について理解する機会を設けております。

また、役員が外部の勉強会等への参加を希望し、それが当社の役員としての職務に有用であると認める場合には、必要に応じて費用等を支援いたします。

#### 【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

##### <IR体制>

株主・投資家の皆様との対話につきましては、経営企画部が担当いたします。対話を充実させるため、各テーマの担当部署に情報提供を求め、各担当部署は経営企画部に協力いたします。

##### <対話の方法>

アナリスト、機関投資家の皆様に対して、半期毎に決算説明会を実施します。さらに、経営戦略、事業等に関する説明会を適宜実施いたします。実施した説明内容については、ホームページ上にIRページを設け、業績、事業内容、経営方針などを分かりやすく掲載いたします。

IR活動の詳細については、本報告書「3. 2. 【IRに関する活動状況】」をご参照ください。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

#### 【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
アイビーピー(株)	2,966,516	16.15
日本マスター・トラスト信託銀行(株)(信託口)	842,600	4.59
ニッタ(株)	840,014	4.57
(株)三井住友銀行	630,286	3.43
(株)三菱東京UFJ銀行	621,074	3.38
(有)以和貴	533,600	2.90
新田ゼラチン従業員持株会	529,800	2.88
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)	483,800	2.63
石塚産業(株)	382,014	2.08
(株)りそな銀行	334,672	1.82

支配株主(親会社を除く)の有無	—
親会社の有無	なし

補足説明 [更新](#)

- (注)1. 当事業年度末現在における日本マスター・トラスト信託銀行(株)(信託口)及び日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)の信託業務の所有株式数については、当社として把握することができないため記載しておりません。  
 2. (株)三菱東京UFJ銀行は平成30年4月1日付で(株)三菱UFJ銀行に商号変更しております。

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

—

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

—

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	<a href="#">更新</a>
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

#### 会社との関係(1) [更新](#)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
末川 久幸	他の会社の出身者											
佐久間 陽一郎	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

#### 会社との関係(2) [更新](#)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
末川 久幸	○	—	経営者としての経験を通じて培った経験・見識から、経営の重要事項の決定及び業務執行等の監督等において、その職務を適切に遂行できるものと判断し、社外取締役に選任しております。 また、当社の「社外取締役又は社外監査役の独立性に関する基準」を満たしており、独立役員に指定しております。
佐久間 陽一郎	○	—	経営者としての経験を通じて培った経験・見識から、経営の重要事項の決定及び業務執行等の監督等において、その職務を適切に遂行できるものと判断し、社外取締役に選任しております。 また、当社の「社外取締役又は社外監査役の

独立性に関する基準」を満たしており、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 [更新](#)

平成30年3月期の連携状況は以下のとおりであります。

監査役会と内部監査室は、連絡会を定期的に開催し、当社グループの内部監査の結果及び今後の取組みについて協議すると共に、常勤監査役が全ての内部監査報告書の確認を行い、日常的に情報交換を行っております。

内部監査室と会計監査人は、監査法人による監査計画、実施、結果の報告に至るまで、随時情報交換し、内部監査業務に活かしております。

監査役と会計監査人の会合を定期的に開催し、会計監査及び財務報告に関わる内部統制レビューに関する報告を受けると共に意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
東郷 重興	他の会社の出身者													
津田 多聞	公認会計士												△	

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2) [更新](#)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
東郷 重興	○	-	主に経営者としての豊富な経験等に基づき、大局的な観点から当社経営の妥当性・公平性を確保するための役割を果たせるものと判断し、社外監査役に選任しております。 また、当社の「社外取締役又は社外監査役の独立性に関する基準」を満たしており、独立役員に指定しております。

津田 多聞	○	独立した公認会計事務所の代表であり、また、6年前まで当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人に所属し、当社の監査業務に従事しております。なお、当社と新日本有限責任監査法人との取引額は僅少であります。	員に指定しております。 公認会計士として長年培った会計に関する知識・経験を基に、当社経営の妥当性・適正性を確保するための役割を果たせるものと判断し、社外監査役に選任しております。 また、当社の「社外取締役又は社外監査役の独立性に関する基準」を満たしており、独立役員に指定しております。
-------	---	---	--

## 【独立役員関係】

独立役員の人数	4名
---------	----

### その他独立役員に関する事項

当社の社外取締役又は社外監査役の独立性に関する基準は次のとおりです。

当社における社外取締役又は社外監査役の独立性に関する基準は、以下のいずれにも該当することなく、当社の経営陣から独立していることとする。

- a. 当社及び当社の関係会社(以下、当社グループという。)の業務執行者
- b. 当社グループを主要な取引先とする者若しくはその業務執行者又は当社グループの主要な取引先若しくはその業務執行者
- c. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等である場合には、当該団体に所属する者をいう。)
- d. 過去3年間においてaからcに該当していた者
- e. 次の(a)から(c)までのいずれかに掲げる者(重要でない者を除く)の近親者
  - (a) aからdまでに掲げる者
  - (b) 当社グループの重要な業務執行者
  - (c) 過去3年間において、(b)に該当していた者
    - \* 業務執行者とは、取締役(社外取締役を除く)、執行役員及び使用人等の業務を執行する者をいう。
    - \* 主要な取引先とは、直近事業年度における取引額が当社又は取引先の連結売上高の2%を超える者をいう。
    - \* 多額の金銭その他の財産とは、その価額の総額が直前3事業年度の平均で1,000万円又はその者の直前事業年度の売上高もしくは総収入金額の2%のいずれか高い方の額を超えているものをいう。
    - \* 近親者とは2親等以内の親族をいう。

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
---------------------------	-----------------------------

### 該当項目に関する補足説明

・業績連動型報酬及び株式報酬型ストックオプション

取締役(社外取締役を除く)には、固定報酬に加え、業績の達成度合いに応じた業績報酬を支払っております。また、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的として、一定の業績以上を達成した場合には、増加すべき業績報酬の金額報酬部分を金銭報酬に代えて、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を割り当てます。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、その他
-----------------	-----------

### 該当項目に関する補足説明

取締役への制度導入に加え、常勤執行役員にも付与することにより、株価上昇及び企業価値向上へ貢献意欲を高めることを目的として、取締役と同内容の株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を割り当てます。

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

### 該当項目に関する補足説明

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

## 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬は、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、取締役については取締役会において、監査役については監査役会における協議により決定しております。平成30年3月期の報酬等の総額は以下のとおりであります。

取締役(社外取締役を除く)	6名	111百円
監査役(社外監査役を除く)	1名	14百円
社外役員	4名	19百円

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会の開催連絡、資料の事前送付、議事録回付などのサポートは、総務部が担当しています。日常的な職務上の相談、連絡については、社外取締役については各常勤取締役が、社外監査役については常勤監査役が直接行っております。

## 【代表取締役社長等を退任した者の状況】

### 元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

[更新](#)

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
—	—	—	—	—	—

### 元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

一名

### その他の事項

[更新](#)

制度は存在しておりますが現在は対象者がいません。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

[更新](#)

当社のコーポレート・ガバナンス体制の概要は以下のとおりです。

### 【会社の機関の内容】

#### (取締役会・役員体制)

当社の取締役会は経営上の最高意思決定機関として月1回開催し、経営指針を策定し、経営戦略を立案し、法令及び定款に定められた事項並びに重要な業務に関する事項を決議しております。また、取締役会が立案した経営戦略の指針に基づいて代表取締役社長及び執行役員が業務執行を行っているかどうか監視・監督しております。

#### (監査役会・監査役)

当社では監査役による経営の監視機能を活用するため監査役制度を採用しており、監査役3名(内2名は社外監査役)で構成する監査役会を設置しております。

#### (執行役員会)

常勤取締役、常勤監査役、執行役員(国内常勤)に加え代表取締役社長の指名した者で構成する執行役員会を月1回開催し業務執行に係る重要な事項の審議を行い、また代表取締役社長又は常勤取締役が指名した者で構成する戦略会議を月1回開催し特に重要な個別案件を審議し、取締役会及び代表取締役社長の迅速な意思決定をサポートする体制をとっております。

また、取締役会には全監査役が出席し、取締役の職務執行を十分監視できる体制になっております。常勤監査役は、執行役員会をはじめとする社内の重要会議に出席して取締役の職務執行状況を監視しております。さらに、グループ内各組織に往査を実施し、その責任者からの聴取りにより状況把握するほか、内部監査室、監査法人とも連携して会社業務の執行状況をチェックしております。

会計監査は新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、公正不偏な監査が実施されております。

業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名及び監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりであります。

・所属する監査法人名:新日本有限責任監査法人

・公認会計士氏名等:業務執行社員 押谷崇雄

業務執行社員 小林雅史

・監査業務に係る補助者:公認会計士(13名)、その他(11名)

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は取締役・取締役会と監査役・監査役会による経営の監督・監視機能を有するコーポレート・ガバナンス体制が適切であると考えております。加えて、経営の効率を高めるため執行役員制度を平成17年1月より導入し、業務執行体制と監督機能の分離、経営の透明性の向上、意思決定の迅速化、経営の監視機能強化を図っております。

### III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明	
株主総会招集通知の早期発送	当社では、株主が総会議案の十分な検討期間を確保できるよう、株主総会招集通知を法定期日より前の早期発送に努力しております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会は株主の皆様との積極的なコミュニケーションの場として考えており、ひとりでも多くの株主に出席いただくために、定時株主総会集中日を避けた日程での開催を心がけております。
その他	株主総会での説明に際しては、ポイントを前面スクリーンに表示し、ご理解いただきやすくなるとともに、あらゆるご質問にお答えできるよう、全ての執行役員を出席させております。

#### 2. IRに関する活動状況 更新

補足説明		代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社のホームページに掲載し、公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年に数回、証券会社各社を通じて、説明会を実施しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算・第2四半期決算発表後、決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、四半期報告書、株主総会招集通知、決算説明会資料、適時開示資料などを掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当部署: 経営企画部	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明	
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループ「行動指針」に、「4. 私たちは、人と環境への思いやりをもってグローバルに行動します」と定め、ステークホルダーの立場を尊重した事業活動に努めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループの主力製品であるゼラチンの製造には、大量の水とエネルギーを消費します。そのため、環境にやさしい事業活動を行うことを環境方針に定め、環境改善活動に取組んでおります。 また、環境レポートを作成し、当社ホームページで開示しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社グループ「行動指針」に、「3. 私たちは、株主、社会とのコミュニケーションを大切にし、情報を適切に開示します」と定め、適切な情報開示に努めております。

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社では、企業価値の向上には、コーポレート・ガバナンスを強化充実し、経営の透明性、効率性を高めることにより、株主、顧客、取引先、地域社会など全てのステークホルダーから信頼されることが必要であると認識しております。

信頼される企業となるためには、内部統制が有効に機能し、以下の事項の実現が必要であると考えております。

1. 有効かつ効率的な業務が遂行すること。

2. 公正で正確な会計諸資料を作成すること。

3. 事業活動における法令遵守、リスク管理すること。

当社では、「内部統制システム構築のための基本方針」を取締役会において決議し、これに基づき内部統制システムの整備を図っております。

#### 「内部統制システム構築のための基本方針」

##### a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・コンプライアンス体制の基礎として「行動指針」を定める。また、総務部を事務局とする「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、企業倫理の確立及び法令遵守の徹底を図る。
- ・「行動指針」の遵守により、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体は、毅然とした態度で排除する。
- ・コンプライアンスの所管部署である総務部が、コンプライアンス体制の整備及び維持を図るほか、必要に応じて各分野の担当部署が、規程、ガイドラインの策定、研修の実施を行う。
- ・法令上疑義のある行為その他のコンプライアンスに関する社内通報制度として、総務部及び顧問弁護士を窓口とする「公益通報制度」を整備する。
- ・内部監査室が、業務監査の一環として、コンプライアンス体制の構築、運用状況について、内部監査を実施する。

##### b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役会、執行役員会等の議事録並びに稟議書・報告書その他取締役の職務執行に係る重要な書類については、文書管理規程に基づき適正に保存及び管理する。
- ・内部監査室が、取締役会、執行役員会等の重要な書類の管理状況について、内部監査を実施する。

##### c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・リスク管理体制を維持するために、リスク管理に係る規程を定める。
- ・「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、リスク管理に関する体制、方針の策定及び各部署のリスク管理体制についての評価、指導を行う。
- ・各部署にリスク管理責任者を配置し、各部署において自律的なリスク管理を行う。
- ・重要な投融資等に関わるリスクについては、戦略会議において、リスクの把握と対策の審議を行う。
- ・不測の事態が発生した場合には、取締役社長を本部長とする「緊急対策本部」を設置し、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。

##### d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜開催する。
- ・経営の健全性と効率性を高めるために「執行役員制度」を導入し、各執行役員の責任範囲を明確にする。
- ・取締役会から委嘱された業務執行のうち重要事項については、取締役社長を議長とし毎月1回開催される「執行役員会」において議論を行い、その審議を経て執行決定を行う。
- ・全社及びグループ会社の中期経営計画及び予算を策定し、それに基づく業績管理を行っており、毎月1回開催される「執行役員会」において、達成状況の報告、評価を行う。

##### e. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ会社全てに適用する「行動指針」を定めるほか、グループ各社で諸規程を定めるものとする。
- ・経営管理については「関係会社管理規程」に従い、当社への報告制度によるグループ会社経営の管理を行う。
- ・監査役及び内部監査室は、グループ会社の監査を実施する。

##### f. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ・当社及びグループ会社は財務報告の信頼性を確保するため、内部統制報告書の適切な提出に向け、財務報告に係る内部統制システムの構築を行い、また、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し改善を推進する。

##### g. 監査役の職務を補助すべき使用者に関する事項及び当該使用者の取締役からの独立性に関する事項

- ・監査役の職務は、内部監査室、会計監査人等の協力を得て対応する。監査役補助者の必要が生じた場合、取締役会に提案し、選任する。
- ・監査役補助者が配置された場合は、人事異動・評価については、監査役会と事前に協議する。
- ・監査役補助者は、業務の執行に係る役職を兼務しない。

##### h. 取締役及び使用者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・当社及びグループ会社の取締役及び使用者は、当社及びグループ会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について、監査役に都度報告する。
- ・監査役はいつでも必要に応じて、当社及びグループ会社の取締役及び使用者に対して報告を求めることができる。
- ・監査役は、執行役員会等の重要会議に出席することができる。
- ・監査役への報告を行った当社及びグループ会社の取締役及び使用者に対し、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いをしない。

##### i. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査役の職務執行のための環境整備に努める。
- ・監査役は、代表取締役、内部監査室及び会計監査人と定期的に意見交換を行い、監査の実効性を確保する。
- ・監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払又は償還を請求したときは、速やかにその費用を支払う。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力との関係の遮断に関する方針については、「内部統制システム構築の基本方針」において、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制として、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体は、毅然とした態度で排除する。」ことを制定し、「コンプライアンス規程」並びに「行動指針」に基づき、反社会的勢力や団体との関係を一切遮断することを、役員・従業員に徹底しております。

不当な要求、請求に対しては「企業対象暴力対応マニュアル」に基づき、各事業所、子会社で不当要求防止責任者を選任し所轄警察に届けると共に、社内啓蒙に取組んでおります。

新規取引先とは反社会的勢力排除を明記した基本取引契約、又は、覚書を締結しております。

## Vその他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

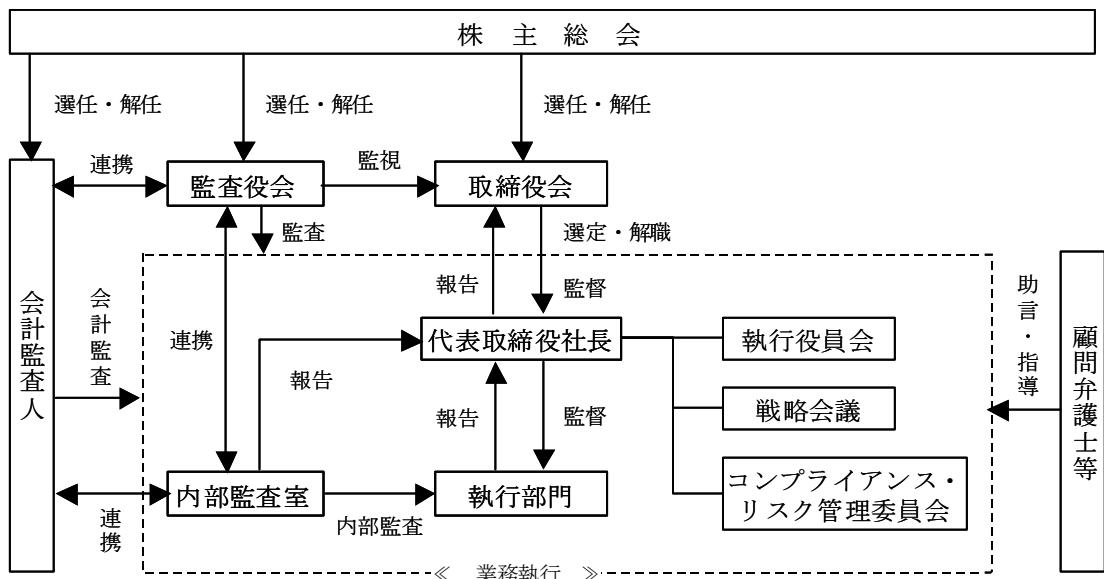
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は次の通りです。



当社の適時開示体制とフローの模式図は次の通りです。

